

## 日田市生活保護法施行細則の一部改正について（趣旨）

### 1. 目的・理由

生活保護法の一部改正により「資力がある場合の返還金の保護費との調整」に関する規定が追加されたことから、当該項目を本規則で定める徴収金等支払申出書に追加するため、所要の措置を講ずること。

### 2. 内容

生活保護法の一部改正に伴い、本規則で定める「徴収金等支払申出書」のうち、法第77条の2に基づく返還金の徴収に係る「申出書」の規定を追加すること。

### 3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

### 4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

### 該当理由

公益上、緊急に定める必要があるため規則の一部を改正するもの。